

### 3・11 後の福島県民の健康状態の悪化は明らか

小高赤坂病院院長・渡辺瑞也

昨年 11 月 29 日に開催された『ふくしま共同診療所と共にあゆむ会』の会合で私は、「3・11 後に福島県民の健康状態が悪化していることは明らかであり、その要因のひとつとして原発事故による内部被曝の影響の可能性を否定することはできない」として、以下のような内容で話題提供を行いました。

#### 【Ⅰ】 福島県民の健康悪化を示す資料はいくつもある

まず福島県の震災関連死について見ますと、岩手県、宮城県と比べて数が極めて多く、対震災死(直接死)比率でも岩手、宮城両県が 8 % 台であるのに対して、福島県は 128% ととびぬけて多いことが分かります。そして今でも新たに認定され続けており、福島県の震災関連死の大部分は実は原発事故関連死と呼ぶべきなのではないかと思えます。

	死者*1 行方不明者	震災関連死*2
岩手県	5,786	469
宮城県	10,756	929
福島県	1,810	2,313

\*1 警察庁まとめ(20.12.10 現在)  
\*2 復興庁まとめ(20.9.30 現在)

次に、矢ヶ崎克馬先生(琉球大学名誉教授)は、3・11 以後、全国的にも福島県でも異常増加死亡者数が有意に増加しており、特に南相馬市ではそれが顕著であることを 2018 年に発表しています。

また、明石昇二郎氏(ルポライター)は『週刊金曜日』(2020 年 9 月 11 日号)で、福島では明らかに胃癌が多発していること、特に 2016 年における福島県の女性では全国よりも 1.394 倍も多いことなどを公表しています。

私も厚生労働省の統計資料を検討してみたところ、統計学的処理はできておりませんので断定はできませんが、3・11 後の福島県の女性の死亡率が全国で最も悪いのではないかと考えられる結果が出ました。このことは、2015 年時点における過去 5 年間の平均寿命の伸びが 0.35 歳で、全国ワースト 2 位の伸び率に留まっていたこととも符合する結果でした。

#### 【Ⅱ】 広島地裁の「黒い雨訴訟」判決から学ぶ

戦後 75 年の 2020 年 7 月 29 日、いわゆる広島「黒い雨」訴訟を起こした 84 名の原告の訴えが認められるという画期的な判決が下りました。この裁判は、被爆者健康手帳の交付を拒否された 84 名が交付を求めて 5 年前に提訴したのですが、そこには被爆者の認定基準という壁が立ちました。

これまで国は、被爆者の範囲を

- i) 当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
- ii) 2 週間以内に爆心地から 2 km の区域内に立ち入った人(いわゆる入市被爆)
- iii) 被爆者の救護等に従事した人
- iv) 当時これらの胎児であった人(小頭症の原因)

として、被爆者の定義を厳密に定めて被爆体験者から峻別する政策を取り続けてきました。

これに対して今回の広島地裁の判決は、従来の降雨域をより広く認めて被曝事実を確認し、かつ後年になって 11 種の健康管理手当支給対象疾患相当に罹患した場合は内部被曝に因る発病という可能性もあり、これらのケースにあっては被爆者と認めなければならない、と断じました。

この判決から、私たちは次のようなことを学びました。

- ① 原爆から 75 年もたった広島において、いまだにこうして被爆者として認定することを求める被爆者が後を絶たず、新たに被爆者が認定されることがあり得るという事実は、放射線被曝による健康被害問題の解決が如何に難しいか、ということを改めて深く認識させられる。
- ② 広島・長崎の歴史を学べば、原発苛酷事故から 10 年になろうとするが、実は福島の放射線被曝の健康問題はまだ始まったばかりであり、これから何十年もの時間経過のなかで様々な健康障害が顕在化して来る可能性がある。今後、避難指示区域の設定が正しかったのかどうかや、こうむった総被曝量はどれほどであったのか等についても、改めて問題にされていく可能性があり、福島においても広島・長崎の経験に学びながら、身近に起きている様々な異変を丹念に記録しながら超長期にわたって取り組んで行く必要がある。
- ③ 広島・長崎の原爆投下加害者であるアメリカでも、福島原発事故の加害者(加害責任者)である東電と国でも、放射線被曝者の健康被害問題に対する加害者の対応はほぼ共通している。それは、科学的解明を拒み、全てを過小評価して早期に決着させ、それまでの政策・事業を引き続き継続させるために軍事と経済を優先する政治的対応を貫徹する、というものである。
- ④ 私たち被曝者に現われつつある様々な健康異変が、原発事故によって放出された放射性物質に起因するものであるか否かの検証に際しては、このような政治的バイアスを完全に排除し、その本質的解明を目指して真の自然科学的考究を数十年単位の長期にわたって継続して行く必要がある。

#### 【Ⅲ】 今後の課題について

以上のようなことから、旧来の放射線による影響分類体系を見直し、新たに放射線被曝スペクトラム障害や放射線被曝症候群といった概念へのパラダイムシフトが必要ではないかと訴え、これから取り組むべき課題として以下の 3 項目を提案しました。

- ① 今後、長期にわたって健康被害の実態を収集し、記録し続けていく(定期的に公表していく)ことが必要。
- ② 広島・長崎と福島の低線量内部被曝問題の比較検討を行い、共通課題を抽出していく作業が望まれる。
- ③ 被曝地の健康異変を放射線被曝公害の問題と捉え直して取り組んでいく必要があるのではないかと。

以上